



引っ越し

問 問い合わせ先 電話番号 FAX番号 時 利用時間 ホームページ

LINEで引っ越しに伴う区役所手続きをご案内

LINEアカウント名：福岡市

LINE ID：@fukuokacity

問い合わせ先 / 市民局戸籍住民課

711-4074 733-5595



区役所での手続き

住民票の異動

市民課の窓口で転出入届もしくは転居（同じ区内で引っ越し）届が必要です。転入・転居の場合は新住所地の区役所、市外へ転出の場合は現住所地の区役所での手続きとなります。⇒P.28

印鑑登録

市外へ転出の場合は、転出予定日をもって自動的に廃止されます。必要であれば引越先で再度登録をしてください。市内で引っ越しする場合は、印鑑登録証は引き続きご利用いただけます（手続き不要）。⇒P.29

問 各区市民課、各出張所 ⇒P.22～25

国民健康保険・後期高齢者医療制度

住民票の異動手続き後、国民健康保険、または後期高齢者医療制度にご加入の人は、14日以内に保険証の住所変更の手続きを行ってください。⇒P.34、P.55

医療費助成制度

子ども、重度障がい者、ひとり親家庭等の医療証をお持ちの人は住所変更の手続きが必要です。

市外から転入し新たに福岡市の医療費助成の対象になる場合、助成期間は転入日からですが、申請が転入日の翌月以降になると、適用が申請月の初日からとなります。

■子ども医療費助成制度⇒P.46

■ひとり親家庭等医療費助成制度⇒P.63

■重度障がい者医療費助成制度⇒P.61

国民年金

国民年金第1号被保険者や国民年金・厚生年金の受給者が住所を変更する場合、日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、手続きは原則不要です（登録状況はお近くの年金事務所で確認できます）。

マイナンバーの登録がない場合は、第1号被保険者は新しい住所地で、年金受給者は管轄の年金事務所で変更手続きを行ってください。⇒P.33

問 各区保険年金課、各出張所

⇒P.22～25

児童手当

原則、請求した月の翌月分からの支給となります。転入が月末に近い場合、請求が翌月になつても転出予定日の翌日から15日以内であれば、請求月分からの支給となります。転出の場合は、本市と新しい住所地の市区町村両方で手続きが必要です。

※手続きにはマイナンバーが必要です。

問 各区子育て支援課 ⇒P.22～25

小・中学校の転校の手続き

⇒P.50

介護保険

要介護・要支援認定を受けている人が市外から転入または市外へ転出する場合は、介護保険の手続きが必要です。※転入の場合は14日以内に手続きが必要です。

出産・子育て応援事業

⇒P.46

市外から転入された人で妊娠中、または生後5か月未満の子どもがいる場合で、転入前の自治体で出産応援ギフト・子育て応援ギフトの給付を受けていない場合、本市から給付できる場合があります。

引っ越しのご連絡

水道

引っ越しによる水道の使用開始・中止は、4日前（土・日曜、祝休日を除く）までにお客さまセンターまでご連絡ください。インターネットでは24時間受付可能です（引っ越しの3日前（土・日曜、祝休日を除く）まで）。

建物全体を一括して検針している共同住宅の場合は、管理会社などへご連絡ください（水道局へは連絡不要）。

問 お客様センター

電話 532-1010 533-7370

時 月～金曜 8:45～17:30、土曜9:00～17:00（日曜、祝休日、年末年始を除く）

下水道

水道を使用している場合は、水道局へのご連絡（お客様センター 532-1010）で下水道の使用開始・中止の受付も完了します。

井戸水や雨水など水道水以外を使用している場合は、下水道の使用開始・中止をお届けください。

問 道路下水道局下水道料金課

電話 711-4507 733-5596

時 月～金曜 8:45～18:00（土・日曜、祝休日、年末年始を除く）

郵便

最寄りの郵便局などに備え付けの専用はがきで転居先をお知らせください。

電気

事前に契約している、もしくは契約予定の各電力会社へご連絡ください。

ガス

事前に契約している、もしくは契約予定の各ガス会社へご連絡ください。

電話

ご利用になっている各電話会社へご連絡ください。

引っ越しのごみ出し

引っ越しのときに出るごみは、計画的にルールを守って処理しましょう。

⇒P.35～37

犬の登録事項変更

犬の所在地が変更になる場合は、30日以内に届出が必要です。⇒P.41

マイナンバーカードを使ったオンラインによる転出届⇒P.28

区役所における引越し手続きのオンライン予約サービス⇒P.28

住まいと暮らし